

=====

中国 環境・省エネ 対策マガジンとして再生！

=====

☆☆ 通算 2013年～2017年 第75号 ☆☆

【新・汚染物排出許可証 発行が急ピッチで進行中】

<Name%>さん！環境・省エネのエガちゃんです。

今日で、5月も最後の日となりました。

午後から一雨来るのでしょうか。とても湿気の多い一日となっております。

さて、今年の第一号メールでもお伝えしておりました新・汚染物排出許可証制度の件で新たな情報が入りました。

以下のHPをご覧ください。

http://mp.weixin.qq.com/s?__biz=MzA4MzQ0MjYyMg==&mid=2652202329&idx=3&sn=717494bdfbe95c5f3f3903eb8d5e45e0&chksm=8417ab88b360229ed7a0aeb074e1acc2432b193e161461eaa9df496b0711657e75f5069e1141&mpshare=1&scene=1&srcid=0522EpX4X1MmQevKYVB9zauV#rd

中国語なので分かりづらいかもかもしれませんが、5月19日の午後に、環境保護部副部長である趙英民氏が北京にて開かれた推進汚染物排出許可証制度実施座談会の席上で、今回の新しい制度について説明をされています。

特にポイントとなるのは、政府の方針に従い新しい許可証の発行が急ピッチで進められており、「5月18日までに全国6,073の企業が全国汚染物排出許可証管理情報プラットフォームに登録し、1,500余りの企業が既に排出許可書の申請、審査中であり、環境保護部は既に68枚の全国統一汚染物排出許可証を発行した。」というところでしょう。

そして、趙副部長は以下の四点を強調されています。

1. 各地方の環境保護部は中央政府の改革思想を重視し、汚染物と固形廃棄物の新しい核心的管理制度完成に向かって高度に重視し取り組む事。
2. 改革の任務と汚染物排出許可証発行のための具体的な取り組みを結合すること。
3. 5月より取り組みの強化を図ること。特に、火力発電、製紙業に力を入れ、下半期には13の重点工業の排出許可証制度の確立を図ること。
4. 審査監督の厳格な法執行。

今回の報道では、当然のごとく最初は発電所や大手企業等がターゲットにして制度の確

立を行うことにするが、この新しい制度でもって全国規模で全ての工場や事業所の汚染物、固形廃棄物の管理を行うことで環境汚染の質量（環境の品質）向上を推進するのだという強い意志が込められています。

今後政府・環境保護部は、この新しい排出許可証制度を大手企業への発行作業を通して確立し、全国統一的に全ての事業所に適応する考えです。

2018年1月1日より始まる「環境保護税」制度へ向けた準備であることを良く良くご理解しておいてください。

急ぎ急ぎの準備が必要です。

対策については弊社董事長清水のブログに紹介されていますので宜しかったらご覧になってください。

<http://steco-blog.com/shimizu/%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E3%83%93%E3%82%B8%E3%83%8D%E3%82%B9/2819.html>

ご質問やお問い合わせなどございましたら小生までご連絡ください。
喜んで対応させていただきます。

中国政府第三方機構 「第三方環境・省エネサービス企業」 批准
上海清環環保科技有限公司

えがしら

ブログ：<http://steco-blog.com/egashira/>

配信停止をご希望の場合は、大変お手数でございますが
このアドレスに返信にて空メールをお送りください。

※ 節能服務機構 EMC 事業者 批准番号：SHEMCS169 ※

STECO 上海清環環保科技有限公司

Sustainable Technology of Echology

〒200-235 上海市東漕河涇路 57 号 2 号楼 305-306 室

Tel: +86-21-5489-2707 Fax: +86-21-5489-2717

<http://www.steco.asia>

江頭利将 (Toshimasa Egashira)

E-mail: toshi@steco.asia